



ケース

自宅に訪ねてきた業者が「屋根瓦のズレを無料で点検する」と屋根に上った後、数枚の屋根上の写真を見せて、「このようにズしている。このままでは危ない。今なら格安で工事をする」と言って50万円の見積りを出してきた。一瞬迷ったが、「危ない」と言われたのでつい契約してしまった。後から考えれば、見せられた写真の屋根の色が自宅のものとは違った。

不安をあおって契約を迫る 点検商法にご注意

アドバイス

- 屋根を点検した後に「瓦がズれている」「このままでは危ない」と不安をあおって、高額な工事や不要な工事を契約させる事例があります。契約を急がされてもその場では契約せず、家族や周りの人に相談するなどして落ち着いて検討しましょう。また、複数の業者に確認してみるのも良いでしょう。
- 契約後でも、訪問販売によるものであ

れば、契約書面を受け取った日から8日間以内ならクーリング・オフができます。また、契約書面を受け取っていない場合や記載内容に不備がある場合もクーリング・オフができます。

- 不安や疑問に思うことがあれば、お住まいの自治体の消費生活センターや「熊本地震消費者トラブル110番」にご相談ください。

ご相談は

- 熊本県消費生活センター (096) 383-0999
- 熊本市消費者センター (096) 353-2500
- 「熊本地震消費者トラブル110番」※ (フリーダイヤル) 0120-7934-48

※2016年7月14日まで